

国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の概要について

●ガイドラインのポイント

1. 重大事態を把握する端緒（手がかり）

(1) 重大事態の取扱について、以下の事項を徹底

※国のガイドラインから関係する記載を抜粋（以下同様）

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑いが生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。(本文 P3)
- 被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。(本文 P4)

(2) 重大事態の範囲の明確化を図るため、重大事態として扱われたものの事例を示す

(自殺の企図)

- ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

(心身に重大な被害)

- ・リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・暴行を受け、骨折した。
- ・投げ飛ばされ脳震盪となった。
- ・殴られて歯が折れた。
- ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

(金品等の被害)

- ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。

(いじめによる転学等)

- ・欠席が続く（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。(別紙)

2. 被害者・保護者に対する調査方針の説明等

調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保

- ①調査の目的・目標
- ②調査主体（組織の構成、人選）
- ③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）
- ⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）
- ⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

※被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。(本文 P7～8)

3. 調査結果の説明・公表／個人情報の保護

(1) 調査結果の報告に際して、注意点を明記

- 公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。 (本文 P12)
- 被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告（地方公共団体の長に対する）に添えることができる。 (本文 P12)
- 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。 (本文 P13)
- 学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。 (本文 P13)

(2) 第三者調査委員会等が取得した情報の取扱いについて明記

- 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること。 (本文 P14)
- 学校の設置者及び学校として、「各地方公共団体の情報公開条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。 (本文 P14)

4. 調査結果を踏まえた対応

(1) 加害児童生徒に対する指導について明記

- 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。 (本文 P14)

(2) 調査結果を踏まえた再発防止、教職員の処分について明記

- 学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討すること。 (本文 P14)

5. 地方公共団体の長等による再調査

これまで、重大事態の調査後における、地方公共団体の長等による再調査については、調査を行う必要があると考えられる場合が示されていなかったため、メルクマーク（指標）を示す

- 再調査を行う必要があると考えられる場合
 - ①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
 - ②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
 - ③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
 - ④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合
- ※ただし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。 (本文 P15)